

小河滋次郎の労働者救済思想の萌芽

—「社会公共の責務」に注目して—

東洋大学大学院博士後期課程 益田 幸辰 (4901)

キーワード：小河滋次郎、労働保護思想

1. 研究目的

本報告は、小河滋次郎の労働者救済思想が、労働保護思想や監獄改良思想からどのように分化し析出されたのかという点を検討し、その特徴を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

小河は、司法省を退官後 1912(大正元)年、友愛会の顧問となりその機関誌『友愛新報』やその後継誌である『労働及び産業』に職工保護に関する論稿を発表し、また『救済研究』においても同様な労働保護の議論を行った。それらの論稿を検証した結果、報告者は彼の労働保護の議論には、労働者の救済という思想が含まれていたのではないかと考えた。また、この思想の萌芽は、彼の監獄改良思想において求めることができると考え、『監獄学』・『獄事談』を対象に分析・検討した。さらに、小河は労働者救済を論じる際に、「社会公共の責務」という用語を使っている。小河が捉えていた「社会公共」とは何か、何故国家責任とせず「社会公共の責務」としたのか、当時彼に影響を与えた人物や思想を検証しながら、その本質を解明し、その社会的意義について報告する。研究の方法は小河の原典を基に先行研究を検証し進める。なお資料引用の際には、旧字・異体字・カナなどを適宜改めた。

3. 倫理的配慮

「研究倫理指針」に従い、他説を引用する際や引用において細心の注意を払った。

4. 研究結果

まず『監獄学』において出獄者の生活への着目とそれを支える労働について次のように述べている。「此点は最も省察すへき必要事項なりと雖も如何せん。社会は尚ほ未だ監獄を信用すること甚だ薄く従つて出獄者を嫌忌すること甚だ深く動もすれば輒ち之に職業を与え之れに保護を加ふるを欲せず之れか為めに一般の出獄者は言ふを俟たず悛改の公証ある仮出獄者すら往々窮苦の極、終に犯罪の止むべからざる境遇に陥落せしむるに至るを免れず」(小河 1894 : 143-144)とし、社会が監獄を信用せず出獄者を忌み嫌い職業を与えようとしないため生活が「窮苦の極み」となり再犯に及ぶと述べている。このため出獄者に労働の場を与えるために、欧米の様な出獄人保護会社の必要性を述べ、職業の必要性を論じている。次に『獄事談』所収の「免囚保護事業の必要を論ず」において、出獄した者の多くは「監獄に習得したる業務により當々力苦以て一身一家の福祉を出獄後の前途に計らんと欲する」(小河 1901 : 663)が、生業に就けない者も多く「生業に就くを得たる所の者も一

朝その繋因たりしことの暴露せらるゝに於ては忽ち隣祐顧客友侶の指弾する所となり罪なくして遠ふく雇主の門外に駆逐せられ顧客絶えて糧道杜ぢ終に復た無業徒食の遊民となるに至るを免れず」(小河 1901 : 664-665)と述べる。このように出獄者の雇用状況とその生活に関心を持つことになった。さらに「嗚呼彼の生業を奪ひし所のものは何人ぞや彼に衣食を給せざりし所の者は何人ぞや」(小河 1901 : 665)と問いかけ、「良民に対する社会の待遇にしては尚ほ斯くの如くなりとすれば社会は正しく自ら罪惡を犯したる者なり」(小河 1901 : 666)と論じ、労働の場を与えようとしない社会の在り方について問題意識を持つのである。彼らに職業を与えるために出獄人保護会社の設立を論じ、出獄人に対して「正路の業務に従事せしむる者あらば則ち如何其結果独り出獄者其れ自身を救護するのみに止まらざるは識者を俟て後に之を知らざるなり」(小河 1901 : 668-669)と述べるのである。

5. 考察

このように小河は出獄者の生活を崩壊させ労働の場を奪った社会に対して問題意識を持ち、彼らの生活を再建させるためにまず出獄人保護機関の設立を論じその事を通じて彼らの労働の場の確保を考えていたといえる。このことについて、小河は『監獄学』において「秩序ある良民的生活に復帰し之をして再び犯罪なからしむるに至るは則ち社会公共の責務たるを免れず」(小河1894 : 147)とし、「社会公共の責務」に言及している。このことは『獄事談』の「免囚人保護事業の必要を論ず」においても次のように述べられている。

「既に処刑を受けたる出獄者を収容保護して再犯を未発に防遏するの職務は当然社会公共の負担に属すべきものにして国家機関は唯その刑罰権作用の結果として生じたる事業に対し之を奨励保護し得る若くはせざるべからざる責任を有するに止まるものなりとす」(小河 1901 : 670)とし、出獄後に労働の場を提供して、再犯を予防するのは「社会公共」の負担であると述べるのである。この「社会公共」について小河は「先づ指を第一に自治体即ち市町村及び宗教的組合に屈せざるを得ず而して一個人としても亦自ら直接にその責任を分担せずんばあるべからず。」(小河1901 : 670)とし「社会公共」に含まれるものとして市町村と宗教的組合を挙げるが、それに止まらず一個人もそれに含まれると論じるのである。以上のように検討を重ねてくると小河の労働者救済思想には「社会公共」という概念があることが判明した。明治期にこのような事に言及している点は評価できると考える。

<引用文献>

小河滋次郎(1894)『監獄学』(=1989, 小野坂弘監修・解説『小河滋次郎監獄学集成』1・2巻 五山堂書店)

———— (1901)「免囚人保護事業の必要を論ず」『獄事談』東京書院